

令和3年陸別町議会3月定例会会議録（第3号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時	開会	令和3年3月11日 午前10時00分			議長	本田 学
及び宣告	散会	令和3年3月11日 午後1時35分			議長	本田 学
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 7人	1	中村佳代子	○			
欠席 0人	2	三輪隼平	○			
凡例	3	久保広幸	○			
○ 出席を示す	4	谷 郁 司	○			
▲ 欠席を示す	6	多胡裕司	○			
× 不応招を示す	7	渡辺三義	○			
▲○ 公務欠席を示す	8	本田 学	○			
会議録署名議員	三輪隼平		久保広幸			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 庄野勝政			主任主査 竹島美登里		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野尻秀隆	教育長	有田勝彦		
	監査委員	飯尾清	農業委員長（議員兼職）	多胡裕司		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	早坂政志	会計管理者	（棟方勝則）		
	総務課長	副島俊樹	町民課長	棟方勝則		
	産業振興課長	今村保広	建設課長	清水光明		
	保健福祉センター次長	丹野景広	総務課参事	高橋直人		
	国保児童診療所事務長	（丹野景広）	総務課主幹	菅原靖志		
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教委次長	空井猛壽				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	瀧口和雄				
選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2	議案第16号	第8期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
3	議案第17号	第1期陸別町障がい者基本計画・第6期陸別町障がい福祉計画・第2期陸別町障がい児福祉計画について
4	議案第18号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
5	議案第19号	陸別町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例
6	議案第20号	陸別町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例
7	議案第21号	陸別町指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
8	議案第22号	陸別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
9	議案第23号	陸別町介護保険条例の一部を改正する条例
10	議案第24号	陸別町福祉住宅条例の一部を改正する条例
11	議案第25号	陸別町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
12	議案第26号	陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例
13	議案第27号	陸別町有害鳥獣駆除条例の一部を改正する条例

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○事務局長（庄野勝政君） 本日、3月11日は、平成23年3月11日午後2時46分に発生しました東日本大震災の発生から10年目を迎えました。

この震災により犠牲となられました全ての方々に対して、哀悼の意を表し、御冥福を祈り、黙禱をささげたいと思います。

黙禱。

（黙 禱）

○事務局長（庄野勝政君） 黙禱を終わります。

お座りください。

---

### ◎開議宣告

---

○議長（本田 学君） これより、本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、2番三輪議員、3番久保議員を指名します。

ここで、町長から発言の申出がありますので、これを許します。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 昨日、谷議員の一般質問に対する回答で一部誤りの発言がありましたので、ここで訂正させていただきます。

昨日の御質問の中で、緊急通報システムの設置費用について、1件当たり月2,000円未満と回答いたしましたが、正確には1件、月4,796円で、電話回線のない新機種については1件、月5,445円でありましたので、訂正させていただきたいと思いません。大変申し訳ございませんでした。

---

### ◎日程第2 議案第16号第8期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

---

○議長（本田 学君） 日程第2 議案第16号第8期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第16号第8期陸別町高齢者保健福祉計画・介護

保険事業計画についてですが、陸別町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第3号の規定に基づきまして、第8期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を定めるため議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、議案第16号第8期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、私のほうから説明をさせていただきます。

この件につきましては、さきの議員協議会でも説明をした部分でありますので、繰り返しになるところがありますが、御容赦いただきたいと思います。

それでは、第1章。1ページから説明をさせていただきます。

第1章は、計画に当たってという文言です。第6期計画から掲載している地域包括ケアシステムの構築の実現に向けて、第7期計画では具体的な事業取組、例えば高齢者サービス調整会議の発展ですとか、生活支援コーディネーターの配置、権利擁護事業の確立などを盛り込んでおりましたが、第8期計画では、これまでの取組を継承しつつ、国の2025年問題に到達する令和7年に向けて、第9期、いわゆる令和6年から8年の計画になりますが、より地域包括ケアシステムの実現に近づくことができるように、6年スパンで達成していく内容として作成いたしました。

第1章。4ページからです。第5節は、9期計画にまたがった国の長期的な視点を掲載してございます。特に、地域共生社会の実現に向けた取組は、第8期計画だけでは達成できないということで、1から5の長期的な視点が必要ということで記載させていただいております。

続きまして、第2章です。

6ページからになりますが、陸別町の高齢者を取り巻く現状と課題というところで、第1節及び第2節では、国の統計などから、当町の現状を確認しております。第3節では、第7期における振り返りを掲載しています。第4節では、今回の計画策定に際しまして行って二つのアンケート調査の結果を抜粋したものを掲載しているものです。第5節では、これらの現状から考える取り組むべき課題を大きな枠で文章化しています。

今さらっと第2章について説明しましたが、また戻りますけれども、当町の現状を統計で確認したところ、6ページから8ページの内容になりますが、高齢化は鈍化していると、しかしながら単身の高齢世帯が増えてきているということが分かっております。

また、介護保険給付の現状としては、11ページに記載しているとおり、要支援・要介護認定者の推移の中では、要介護1を占める割合が一番多いという現状にあって、この辺については今後も注視していく必要があるという捉えでおります。

アンケート調査の結果は、何らかの対策が必要と考える結果のみ抜粋しています。1

8ページにあるように、現在治療中の疾病で高血圧が一番多いこと。それから21ページの外出に関する項目では、外出を控えている理由として、外での楽しみがないことについて対策が必要だと考えているところがございます。

26ページからの在宅介護実態調査、これは要介護1以上の方で、在宅介護を受けている方またはその家族を対象にしたアンケートでございますけれども、26ページのとおり、要介護認定を持っている方が抱えている疾病は認知症が一番多い。そして、29ページですけれども、介護者が不安に感じる介護は、認知症への対応と夜間の排せつが多いということが課題であるということが浮き彫りになったということで、認知症施策を充実させる必要が明らかになっているところがございます。

続きまして、第3章。32ページからになります。

計画の基本理念と基本的方向です。

この章では、どのような目標を理念で取り組むべきかについて文章化しているものです。基本理念及び四つの基本目標は、第7期と同様の内容となっております。第7期で構築してきた事業を継承しつつも、第8期では新たな取組にも着手する内容で、35ページに体系図のようなものを記載してございます。

続きまして、第4章です。施策の展開です。

第4章は、高齢者保健福祉計画に当たる部分になります。高齢者に対するサービスに関する指標が掲載されているところです。

基本目標1、36ページになります。

今期も、毎年のことですけれども、関係機関と連携しながら、地域包括ケアシステムの構築に取り組む内容を記載しております。特に地域包括支援センターが多職種連携のつなぎ役として機能していけるように取組をしていきたいというところです。

新規の取組としては、37ページの2にあります。介護人材確保対策の推進、令和3年度から3年間にわたって、介護職員初任者研修を町で開催して、町内で資格を取得できる機会をつくることで、介護人材を確保できるようにということで考えてございます。この事業については、今回、事業所に対して行ったヒアリング調査の中で、アンケートの後に行ったヒアリング調査ですけれども、共通の課題として上がっていた介護人材の確保が課題という、その課題を解決するためにも、陸別町の安定した介護サービスの基盤の確保という点でも重要であると捉えておりまして、第8期の最重要施策として位置づけているところがございます。

続きまして、40ページからの基本目標2です。この部分につきましては、特に生活支援体制整備事業を初めとした社協事業との連携を具体的に進めることが主な取組となっておりますが、42ページに記載した災害や感染症に関わる体制整備を新規で取り組む事業として掲載しました。内容は記載のとおりですが、日頃から各事業所と連携して、情報交換を行っていくことで、町民のニーズを把握したり、有事の際にスムーズに対応できるように取り組んでいこうと考えているところがございます。

続きまして、43ページからの基本目標3です。重度化防止と自立支援は、国の基本指針の中でもウエートが大きい部分となっていますが、当町では、足寄国保病院の理学療法士の招へい事業を継続していくと。自立支援の取組を強化していくことを計画しております。また、新規の取組としては、保健指導担当及び国保担当と連携を図って、後期高齢者の健診受診勧奨を進めていこうと考えております。現状では、40歳以上の国保加入者を対象とした特定健診の受診率は、何度も出るようではございますけれども、管内でも73.4%で1位を記録しております。しかしながら、後期高齢者健診の受診率は伸びていない状況にあります。計画にも書いてありますが、19.59%ということがございますので、健診未受診の方が医療のかかり方の経験がない方も多いので、健診を受診することで医療連携や生活状況の把握にもつなげていきたいと考えているところでございます。

続きまして、45ページからの基本目標4です。この取組は、7期計画からの継続ですが、認知症施策については、今回行ったアンケート調査においても、要は、認知症に関する不安が多いということ。個別支援としては行っているところではございますけれども、まだまだ体制としては十分でないという部分もございます。国も認知症サポーター養成講座受講生からの発展としてのチームオレンジという住民の自主活動を推進しております、町民に見える認知症施策に取り組んでいくということで考えているということでございます。

続きまして、47ページからの第5章です。介護保険サービスの見込みと保険料の算出です。

第5章及び第6章が介護保険事業計画に当たる部分でございます。第5章は、給付見込みに関する内容を記載しております。

47ページには、被保険者数の推計と要支援・要介護認定者数の推計値を記載。48ページから58ページまでには、介護予防サービス、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスについて、サービスの実績と見込み量を記載しているところでございます。

59ページから70ページまでは、介護サービス給付費、介護予防サービス給付費を初め、介護保険料基準額の算出に関することが記載されてございます。

なお、介護保険料算出に関する推計値につきましては、国の推計システムによりまして算出したものであります。

結果、準備基金充当後の保険料標準月額が5,700円というものになりまして、第7期と同額の保険料となっているところでございます。

続きまして、第6章です。計画の推進。

71ページからではございますけれども、第6章も介護保険事業計画に関わる部分ではございますけれども、保険者として、陸別町の高齢者施策をどのように取り組んで、評価していくかという内容を記載しています。内容は、記載のとおりではございますけれども、適正な介護保険制度の

運営とサービスの質の向上は保険者の重要な役割であると。

第3節、74ページからですけれども、保険者として、介護保険事業計画をどのように評価するか、自立支援、介護予防、重症化予防、介護給付費等の適正化の枠で評価指標を定めました。この指標をもって、陸別町における介護保険事業が円滑に取り組まれているのかどうかという確認をしていくところでございます。

また、当町の課題でもあります高齢者の住まい、いわゆる中間的な施設については72ページに記載しておりますけれども、町内の特養施設が老朽化により建て替えの時期に来ておりますので、そこも含めて、介護保険制度の枠にこだわることなく、利用できる中間的施設の実現に向けて取り組んでいくという内容です。

大変雑駁であらあらな説明になりましたけれども、説明は終わりますが、議案にお戻りいただきます。

議案集8ページ。

議案第16号第8期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業について。

陸別町の議会の議決に付すべき関連条例第2条第3項の規定に基づき、第8期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を別紙のとおり定めるであります。

以上で、説明を終わります。

以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、議案第16号第8期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についての質疑を行います。

初めに、それぞれ各章ごとに区切って質疑を行います。

第1章、計画の策定に当たって。1ページから5ページまで。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第2章、陸別町の高齢者を取り巻く状況と課題。6ページから31ページまで。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 提案されている資料を見て、疑問に思った面でお答え願いたいと思うのですが、12ページの要支援、要介護度構成割合の比率の表があるのですが、それを見ていて、次の14ページの介護サービス受給者1人当たりの給付月額が、この表を見て見ますと、介護度1が7万2,000円になるのですが、先ほど言った12ページの構成割合からいくとさほど多いという、これは全道、全国も含めて表を見比べたら、簡単に言えば陸別は20%と。それらの表を見ていくと、それほど多い構成ではないにかかわらず、給付金が月額7万2,000円になると。全国、北海道も含めて、断トツというか、倍になるという、その辺の数字をどういうふうに理解したらいいのか、お答え願います。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） ただいまの質問に明確な答えになるか分かりませんが、12ページの表は、要介護、要支援の認定者の比率でございます。14ページにつきましては、かかった費用になりますが、これについては、認定を受けた方全てがサービスを受けているわけではございませんので、認定を受けたけれどもサービスを受けていない方々もいらっしゃる。あとは、全国に比べてそれほどのサービスを使っていないということもあるかと思っておりますので、一概に要介護認定者と利用者の数が一致しているわけではというふうに理解していただければと思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今のお答えでいくと、陸別では、全道、全国的にも何か特徴的なものがあるのですか。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 断定的なことは言えませんが、人口に比して、グループホームに入所している方がいらっちゃって、その人数の割合が人口に比して高いためということも考えられると思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） いずれにしても、今の説明では納得いかないというか、ここに出させている数字で、それなりに積算されたものだと思って理解せざるを得ないのですが、14ページ、結局、要介護2とか要介護3、それは全道、北海道とそんなに差がないのですよね。だから要介護1だけが何でこうなのかなということで、構成比を見るとそれほど多いわけでもないということで、今、質問したわけなのですけれども、いずれにしても、要介護1の人が、サービス受給者の給付月額が、今言ったように、何度も言うけれども、北海道や全国から見ると倍になると。全国から見てもかなり多いということ考えたときに、何かこのことによって、当町において対策というのか、簡単に言えば、全道や全国に近づけるといえるのか、そういう手法というものはあるのですか。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 今の現状がこうなっているということでございまして、要介護1の方とか2の方、在宅の場合が多うございます。もちろんグループホームの入居者が多いと思っておりますけれども、今、具体的に何をどうするかということは、現状のサービスをまずきちんと続けていくということと。

実態の把握につきましては、なぜこのように給付が伸びているとか、全国との比率の差というのはまだ分析が終わっておりませんが、内容についてさらに勉強していきたいと思っております。

以上です。



○議長（本田 学君） ほかに、6 ページから 31 ページまで。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第3章、計画の基本理念と基本的方向、32 ページから 35 ページまで。

1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） それでは、第8期の計画の中に、地域包括センターの強化という言葉がたくさん出てくるのですけれども、今までも医療関係や介護関係の方たちとの協議や連携はとてもしてきたと思うのですけれども、今年度、特に力を入れて、令和3年度にやろうとしている施策はあるのかと。

あと、基本目標2、介護保険制度の支援だけではなく、地域で支え合う仕組みづくりを推進しますということが書いてありますけれども、先ほど次長の説明の中でも、陸別町は独り暮らしのお年寄りがどんどん増えてきて、ふだんは元気な方でも風邪を引いたりだとか、けがをしたりだとか、買物に行けなくなってしまう、食べ物がなくなってしまう、そのようなときに何か手助けができるような方法がないかという話をよく聞きます。今回、ほかのページにも、ボランティア活動の推進ということで出てきておりますけれども、これはボランティア活動として構築していくのか、それとも訪問サービスのB型みたいな形をつくっていく予定なのか、その辺をお聞きいたします。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 地域包括支援センターの事業の中で、力を入れていく事業ということは、生活支援コーディネーター事業を含めた、社協に委託している事業の部分、あれは生活支援体制の整備なので、そのうちの一つに、大きく分けたら二つの中の玉が生活支援コーディネーターの一つ、それが一つ。これは実働部隊として、社協のほうで動いてもらうということで、包括支援センター型は、そこの調整を含めての協議体として、町内の各事業所も含めて連携を進めていきたいという、その協議体を設置しようとしているところです。

社会生活支援コーディネーターの仕事の大きなところが、やはり地域ニーズの把握、それから調整、協議体と一緒にありますので、そこの業務をしっかりとる中で、いろいろな部分、独居老人のところも含めて対応していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 生活支援コーディネーターですけれども、7期における主な取組の課題は以下のとおりですということで、15 ページに、生活コーディネーターを配置しましたということは、昨年度も生活コーディネーターがいたということなのでしょう。それと、ここに生活コーディネーターという、この後のページにたくさん出てきますけれども、1 人のことを指しているのか、それとも、この業務数だと1 人でやっていけるのかなという気もしますけれども、その辺もう一度お聞きいたします。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） ちょっと説明が雑になりまして申し訳ありません。生活支援コーディネーター自体は、7期の時点で社協に委託をしてやっているところでございます。

今回、社協事業、この後、予算等が出てきますけれども、もうちょっと具体的な動きをしていきたいということがありまして、生活支援コーディネーター、先ほど言いましたけれども、二つの玉のうちの一つということですが、大きくは、生活支援体制整備事業という事業の中で、一つに、生活支援コーディネーターの配置があります。もう一つが、協議体の設置ということで、協議体というのは何をやるのかというと、高齢者ニーズの共有化と見える化、地域課題の整理を行うということで、これは地域包括支援センターが行うということです。地域包括支援センターが主催して、生活支援コーディネーターも交えて行っていくと。そこには、地域の事業者等も入ってもらって、協議体となるという予定でございます。ですので、7期から、いなかったわけではなくて、8期はさらに力を入れていきたいということでございます。

以上です。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 生活コーディネーターの役割は分かりました。

最初に質問したボランティア活動を生かした地域づくりなのではございますけれども、その辺は、どのぐらいの規模を目指してやっていくのか、介護とか手助けが必要な人にも手が届くような体制を取っていけるような施策ができるのか、もう一度お聞きいたします。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 8期計画推進の中で、7期からも常々社協とは協議しておりますけれども、まず、ボランティアの発掘を社協の一つの大きな事業としてやっていただきたいということで行っておりますが、なかなか大きな団体になると、結局分裂等が繰り返されるので、小さな組織を何個か集めてというお話し合いはしておりますが、実際のところまだ具体的にどんなことを誰がやるという組織は立ち上がっておりません。ただ、ホットカフェですとか、社協で行っているサロン事業とかでボランティアに来ていただいている方を確認して、ただ組織が大きくなるとややこしくなるというのがあるので、うまく機能的に連携できるような組織づくりをしてくれと、こちらでも協力させてくれということで話はしているところでございます。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに、32ページから35ページまで。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第4章、施策の展開、36ページから46ページまで。ありませんか。

4番谷議員。

○4番(谷 郁司君) 37ページの介護人材の確保対策推進ということで、先ほど次長の説明からも、今後、講習をきちっと終えて、資格を取得するための講習会等、あるいはそういうものについて助成していくということではあるのですが、37ページで、現状値ということで、令和1年でゼロ、ゼロというのはどういうことなのかと思う面もと。今後、取り組む上で令和3年、4年、5年まで3年間の計画の中で、新規そのものなのかもしれませんが、10人、3年で30人ということなのかもしれませんが、実際、今現在、介護資格を持っている人、現状でゼロということはないと思うのですが、その辺について、今現在、どういう資格が何人いるのか押さえていけば教えてほしいのですが、

○議長(本田 学君) 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長(丹野景広君) 申し訳ありませんが、初任者研修受講者、各事業所にもいらっしゃると思いますけれども、私の段階で、今データとしては押さえておりませんので、申し訳ございません。

ここの指標にあります現状値ゼロというのは、町で行ったとか、介護支援初任者研修自体が行われていなかったということで、ゼロ名で、3年度以降はできるだけ10名集めて、これぐらいの人数をやっていきたいということで考えているところでございます。

以上です。

○議長(本田 学君) 4番谷議員。

○4番(谷 郁司君) 次長、説明というか、現状の形をきちっと押さえた上で、次の計画ということがないと、この計画書はそんなに意味ないのではないかなと思うのです。ですから、實際上、今現在、当町において資格、新規の場合は別としても、表を見ますとゼロ、ゼロになっていますので、その辺、今の説明では、押さえていないということは、僕は不思議に思うのです。そういう意味で、實際上、今はこれぐらいの人がいるので、次はどういうふうにするかということ进行分析して、次の計画というのが計画だと思うので。

それと、介護度1、2の施設等についても、これからも審議というか、この計画で盛り込まれているし、取り組むけれども、今現在の中で、介護度1、2を、場所を設置しても、それに携わる介護職員とか、いわゆる有資格者が見当たらないので、その辺も取り組んだ上でやっていくと聞いていたのですが、昨日も私、一般質問で言ったのですが、実際上、町が、そういう資格を得るためにちゃんと手当ををしているわけなのです。そういった意味で、希望者がいないという取組方は、僕は余りにも、これは保健センターだけの責任ではないと思うけれども、事業者自身が積極的にそういうものを取り入れて、簡単に言えば加算金をもらえるような仕組みをつくっていかねばならないということを考えると、計画がこれまでまた計画倒れになるのか、未実施になって、いざとなったときには取り組めないような形になるかなと思うのですが、

も、その辺について、あくまで受ける本人の意思にもよるかもしれませんが、事業所から上がってきた人材を積極的に、簡単に言えば予算を使い切るか、あるいは足りないぐらい、きちっとつくった上で、施設を運営していく介護人材を確保して欲しいと思うのですけれども、その辺についてどうですか。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） どこまでできるかという問題はありますけれども、介護人材、裾野を広げるための取っかかりということで、研修を行って初任者の講習を受けた方々が地域に出て行って、介護人材となられることを期待している事業であります。

令和3年度の、今後の予算の審議にもありますけれども、講習会の費用について予算を計上しております。さらには、参加者に対しては、補助制度を使っていただけるように対応を考えたいと思っております。自己負担ゼロということには恐らくならないかと思っておりますけれども、できるだけ自己負担のないような形で、少なくなるような形で、講習会を実施して、修了者を出していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今後の計画だから、当然そうなのですが、資格を取るために、もちろん講習料とかいろいろあると思いますけれども、私は、それに合わせた給与も、手当として資格手当というのがあると思うのです。そういった意味からいくと、決して受講して、あるいは資格を得た人がそのままの待遇ではないということをきちっと宣伝していかなければならないと思うし、事業者は、当然それに見合った手当を出していると思うのです。その辺を喚起することによって、積極的に受講して資格を得る。本人のためにもなるし、施設運営においては、ないと、さっき言った加算金ももらえないとか、あるいはそれなりの枠がありますよね、規定が、何人介護職員がいないと、何人に対して何人という規定をクリアする上でも、施設のためにもなると思うので、その辺についての捉え方というか、進め方、推奨するための考えというのをきちっと出していっていいのではないかと思うのですけれども、その辺についてはどうですか。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 事業所が加算を取っていただくというか、加算を取るためには、事業所がそれなりの計画に基づいて職員の育成をしていただかなければならないと考えております。ただし、職員を育成するまでの、逆に職員自体、就労する人がいないということになると、それが今、現状課題ということがありますので、そちらについて、裾野を広げて、あとは、就労につながった場合については、事業所のほうでも加算の取れるような体制を取っていただければと思います。その中で、町の補助事業等を利用していただければと思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） それでは、三つお聞きしたいと思います。

まず、基本目標の2から、高齢者の交流、社会参加の推進について。

高齢者の社会参加については、よく「きょういく、きょうよう」と言われて、今日行くところ、今日、用事があるというのがよく話題にされますけれども、陸別町でも多くのいろいろなサービスが受けられたり、いろいろな交流会などが行われていると思うのですけれども、その辺をまとめて、何か高齢者の暮らしのカレンダーみたいなものをつくってはどうかと思うのですけれども。

それと、前ページのアンケートの中で、認知症の相談窓口を知らないという意見が多かったという話もありますので、その辺の窓口サービスの案内や生きがい通所などの有料サービスなども含めて、3か月おきにでもいいので、私たちも1か月たっと物を忘れてしまいますので、3か月おきにそのような情報サービスなどを行っていくようなことをやってはどうかと思います。

それと二つ目ですけれども、基本目標の3です。リハ職との連携強化とありますけれども、この取組目標は、年に12回、月に1回となっていますけれども、月1回の招へいで、足寄から来てもらっているようではありますけれども、もう少し回数をふやすことはできないのかと。あと、介護保険外の人でも体が不自由で自宅でのリハビリを希望する方もこれから増えてくると思いますし、外にできるだけ出かけることが健康にもつながると思いますけれども、かなわない人たちもいると思いますので、今、たしか訪問でできるのは3人ぐらいに限定されていると思うのですけれども、そこをもうちょっと拡大するとか、体操教室などを行っていくとか、そういう施策はないでしょうか。

それと次に、基本目標の4で、チームオレンジの立ち上げとありますけれども、この取組目標が年に10人と消極的な数字になっていますけれども、以前は町でも何回かやっていると思います。いろいろな会社などの協力を得て団体で受けてもらって、町としての認知症への対策としての認知を深めていくのも大事だと思うのですけれども、その3点についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） ありがとうございます。

高齢者暮らしのカレンダー的なものだとか、いわゆる制度的なものの周知ですが、高齢者暮らしのカレンダー的なものは、今のところまだ案が浮かんでこないのですけれども、担当内で協議させてもらいたいと思います。

制度的な周知につきましては、おっしゃるとおり、年に1回とか、認知症のケアパスについては、2年前、3年前になってしまいますが、全戸配布して以降何も行われていないということがありますので、こちらについては改訂版なりを出していきたいということ。介護制度のお知らせ的なものは、3か月に1回なるのか4か月に1回なるの

か、そこはお約束もできませんけれども、定期的に随時出せるような形は取っていきたいと思います。

リハビリなのですけれども、招へい事業としてやっているのは月1回、足寄から来ていただいています。それ以外に診療所の絡みで何か必要があれば、都度要請をかけて、タイミングが合えばということになりますけれども、要は相手が足寄国保の職員なので、いつでもかつでもとか、回数を定期的に増やすということは非常に難しいのですが、今現在、不足しているとは承知しておりませんので、一定程度対応できていると考えているところでございます。

それから、チームオレンジの関係というか、認知症の関係ですけれども、新年度予算で養成研修的なものを上げておまして、これは包括のほうで担当してやっていくということで、さらにチームオレンジに向けた講習もできるようにということで考えているところでございますが、まだ具体的には、予算を立てただけということでありまして、サポーターの養成と、チームオレンジに向けた動きということはやっていきたくと考えています。

以上です。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） この中で、リハ職の連携強化なのですけれども、今のところ人数は足りているということでしたけれども、本当は病院など、町の職員として配置するのが一番ベストだと思うのですけれども、そのような考えはないのか、もう一度お聞きいたします。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 理学療法士の関係につきましては、過去にも何度か議会で質問等もございましたけれども、費用対効果というわけではございませんが、この人に指導が必要だという人の数が当時非常に少なく、雇用してもそれに見合った仕事量がないというのが実態でありまして、いけば、確かに症状が出た方、それから予防のためにも非常に使えるということで、いろいろ協議をしてきたところですが、現在のところは足寄町から来ていただく回数で間に合うだろうということで、このような状態となっております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 今の説明はよく分かりましたけれども、理学療法士が理学療法士の仕事だけをするというわけではなく、町の職員として広範囲において仕事してもらえるように、なかなか見つからないと思いますけれども、もしそのような機会があったり、そのような人がいけば、ぜひ採用も考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 理学療法士の方は、例えば関節の可動域が悪い方とか、障害を多少持っている方ですとか、そういった方のリハビリ等のための指導医になりますので、ほかの業務もやっていただけるという方を探すのもなかなか難しいかなと思うのです。仕事をする上で理学療法士の資格を取る人は、そういった目的を持って取っております。そういったこともありまして、過去にも介護技術職員の募集の中で1名の方が町の貸付金を利用して勉強した方もいらっしゃったのですが、結局、都会のほうの大きな病院のほうに行くということで、やめられたという経過もございます。なかなか難しいとは思いますが、そういった方で、いい人がいれば、町の事務もできるような方ということであれば、いろいろ考えていきたいなというふうに思います。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。36ページから46ページまで。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第5章、介護保険サービスの見込みと保険料の算出。47ページから70ページまで。ありませんか。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今回の計画では、保険料が5,700円ということで据え置かれたと。この辺については、議会の中でもこういうことに詳しい議員が質問して、上がる数値ではないということ言って、實際上、今回こうなったことは、保険者そのものに対してはすごくいいことなのかなと。他町村を見ますと上がって、多少なりとも200円とか、そういう数字が上がっているのですけれども、当町は、現状据置きという形になったのは大変いいと思うのですけれども、今後、このことによって、言い方は悪いけれども、9期に向かってということの計画なので、リバウンド的な数値になる予定なのか、それとも今の介護の使い方そのもので、大体上げないようにしていくか、上がった場合には、それなりの補填をしていくという考え方の計画なのか、その辺の考えを説明してほしいと思うのです。

それから、47ページの関係で、要支援とか要介護の認定者の数が書かれていますけれども、これも詳しい議員が質問していて、要介護になると、所得税とかの関係の申告のときに障害者になるという話もあったのですけれども、私も調べたところによると、要介護になってくると障害の認定を受けられるというか、障害者控除も受けられるというのですけれども、實際上、今のこの数字の中で、そういう形が取られているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） まず、1点目の保険料に関しましては、第8期の計画期間に係る給付費の見込みから算出されるものでありまして、第9期につきましては、第9期の給付の見込みによって算定されるものですので、第8期のリバウンドがあるとか、ないとかということはコメントできるものではありません。ですので、今

回5,700円というのは、第8期の給付の見込みに対しての保険料ということで、そこでしか計算ができないということになっています。9期の動向を見込んで8期の保険料を上げるとか、そういうことはできませんので、あくまでも計画期間中の保険料ということで、9期については、また9期策定のときに数値が出てくるものと御理解いただければと思います。

それから、障害者控除の関係ですが、これは、毎年所得税なりの申告の時期になると、対象となる方からは問合せなり、申請いただいております。基本的には、障害者控除というのは、税金のほうでは、障害者手帳とかの交付を受けている方ということになっておりますが、制度的に、障害者控除認定ということで、介護保険上の状況から、町が認め、それぞれの程度がありますけれども、障害の程度と比較してというか、相応している部分で整理をしていって、控除対象であると認定をする、もしくは控除対象ではないという認定をするということで、制度的にはきちんと機能しているところでございます。

障害者控除の関係につきましては、回覧も回しておりますので、周知のほうもしております。

あと、障害者控除認定を受けるということは、あくまでも税金がかかっている方が必要ということになります。控除を受けるためには、非課税の方は控除を受けても効果がないということになりますので、そこら辺は御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（本田 学君） 47ページから70ページまで。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第6章、計画の推進。71ページから最終75ページまで。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、ページを区切ったの質疑は終わりましたので、次に、計画全般についての質疑を行います。ありませんか。

6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） それでは、計画全般でお尋ねをいたします。

ようやく第8期介護保険計画が提出されました。総務常任委員会においても第7期の検証ということで、多くの議論を重ねたわけなのですが、私は、やはりこの町に生まれて、この町で暮らして、やがて老いて、このような形で介護のお世話になるということは、誰も避けて通れない道だと思っております。

そういった中でもう少し、今後いろいろな面で速やかに、どうするというのをもうちょっと、計画は計画で分かりますけれども、例えばデイサービス一つとっても、事業所、社協、また町という形になってはいますが、そこら辺も含めて、ただお金を出して町民の皆さんにサービスではなくて、やはり考えるところは考えて、一つにしていろいろ



な形で、皆さんの介護をどういう形にするということだとか、さっき同僚議員からもありましたけれども、資格を取っても利用者の数が少なければ加算金はもらえないのです。加算金をもらおうと思えば、職員数、それときちっとした20床なら20床の利用者がいて初めて加算金はもらえるので、そこら辺も含めて、介護職員を育てるのも分かりますけれども、利用者の数も、この町としてどういう形で利用者をもたらしてくるのだと、お年寄りをどうやって確保するのだとか、そういうことも含めて、誰もが通る道です。もうちょっと町民の皆さんに分かりやすく、易しく。この4ページが全てだと思うのです。この絵図が。これを小さな場面でなくて、もう少し大きくて、これを町民の皆さんに分かりやすくして、そして、誰もが通る道、65歳過ぎたら必ず皆さん介護保険料を払うのです。そういう認識も、本当に分からない方もおられると思います。全てにわたって易しい施策を組んで、本当に65歳過ぎて介護認定が必要になった場合に、私の行き場はどこへ行けばいいのだということを知りやすく町として、今後も含めて、介護に頼らないまちづくりというのが僕は必要だと思うのです。

元気なお年寄りはいつまでも元気でいたしましてくださいと。それがそもそもこういう計画の基本だと思っていますので、今はコロナで出られない時代が続いております。どのお年寄りもどこにも行けないという不安もありますし、そういうことが一段落したら、元気なお年寄りはどんどん町外に出すぐらいの施策を組んで、どんどんやっていただきたいと思います。私の母も今95歳で、まだ介護の必要ない母ですけども、やはり1年1年、年老いてきました。しかしながら、まだ介護に頼らないだけ私も私の妻も息子らも皆、大変助かっています。これで誰か1人介護が必要な者が出れば、全ての面において大変になってくると思います。そういうことも含めて、この町に生まれて、この町で育って、この町で老いていく、この町の土になるということであれば、8期、9期、また7期の総合検証、いろいろ含めた中で、これからも優しいまちづくりをしてほしいなということで、私の思いで終わります。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 熱いお話どうもありがとうございました。

私もかねてから、このぐらいの人口規模ですから、行政もかゆいところに手が届くということはよく言っていますが、そればかりでは駄目だというに思います。それぞれの町民の皆さんがそれぞれ自分の健康も自分で気をつけながら、今、議員お話のとおり、お年寄りが健康であれば家族の者もその分、楽で、本業にも一生懸命力をかけられるわけですから、そういった自助努力というのも大切なことだと思います。

また、従来からある、先ほどお話も出ましたが、デイサービスあたりも、この町に合った、もう少し効率のいいような、そういったことも、いろいろな広い目で見ながら考えていく必要があると、そのように最近考えているところでございます。

いずれにしても、議会の皆様方のいろいろな御意見をいただきながら、よりよい方向に進めてまいりたいと思いますので、これからもひとつよろしくお願い申し上げたいと

思います。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第16号第8期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時08分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第3 議案第17号第1期陸別町障がい者基本計画・第6期  
陸別町障がい福祉計画・第2期陸別町障がい児福祉計  
画について

---

○議長（本田 学君） 日程第3 議案第17号第1期陸別町障がい者基本計画・第6期陸別町障がい福祉計画・第2期陸別町障がい児福祉計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第17号第1期陸別町障がい者基本計画・第6期陸別町障がい福祉計画・第2期陸別町障がい児福祉計画についてですが、陸別町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第4号の規定に基づきまして、第1期陸別町障がい者基本計画・第6期陸別町障がい福祉計画・第2期陸別町障がい児福祉計画を定めるため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、議案第17号第1期陸別町障がい者基本計画・第6期陸別町障がい福祉計画・第2期陸別町障がい児福祉計画について御説明を申し上げます。

議案第17号の本文は、先ほど町長から説明しておりますので、計画書の内容について私のほうから説明をさせていただきます。

計画書ですが、第1部、計画策定に当たってということでございますが、第1章の計画策定の趣旨については、第1節の計画策定の趣旨、3ページ、国の法律によって、市町村が必要な計画を定めるというようなことでございます。

第2節、計画の性質と計画期間につきましては、4ページから5ページ、それぞれ三つの根拠法令に基づいて設置するというものでございます。

第3節、計画における障害者の定義でございますけれども、こちらは、法令用語ですとか専門用語を除きまして、障害の「害」の字を平仮名で表記しているということも含めて記載してございます。

第4節、制度、施策の変遷についてを6ページから10ページのほうに、これまでの変遷について載せておりますので、目を通していただければと思います。

第5節、計画の策定及び推進体制につきましてでございますが、11ページ。陸別町の地域自立支援協議会による検討と保健・福祉・医療・サービス検討委員会に諮問、答申いただいております。それから、パブリックコメントでございますが、回覧及びホームページ等をお願いをしましたが、意見はなかったというものでございます。

それから、第6節です。同じページの一番下ですけれども、計画策定に当たっての基本的な視点というところで、共生社会のキーワードを載せてございます。

続きまして、第2部、陸別町の障がいのある人の現状というところで、人口や手帳等の所持者の統計データを15ページから21ページに載せてございます。見ていただいたとおり、陸別町は人口は減少していますが、その他のデータ、いわゆる手帳所持とかについては、おおむね横ばいというところになっております。目を通していただければと思います。

第3部です。25ページからになります。ここからは、陸別町障がい福祉計画となります。障がいの基本理念を載せてございますが、こちらは第6期の陸別町総合計画を継承するというものでございます。

続きまして、第2章、主な取組でございます。26ページから28ページに記載してございます。

第1節では、地域生活支援ということで、相談支援体制ですとか居住支援ですとかを載せてございます。

第2節では、就労の支援というところでございます。こちらについても目を通していただければと思います。

第3節、発達障がいに対する支援でございますが、こちらも28ページの下段のほうに載せてございます。主な取組等、担当について記載してございます。

第4部、障がい福祉計画です。31ページから35ページにまたがる部分でございます。こちらにつきましては、施設入所者の地域生活への移行というところで、下の表を見ていただきますと、本文等を見ていただきたいのですけれども、施設入所者の数、陸別町内にある施設入所者は（108人）と括弧書きで記載させていただいておりますけれども、上のほうの24人というのが、いわゆる陸別町が援護の実施をするということで、計画の対象者となる方々の人数でございます。

本文の中の②に、15名が陸別町出身、町内の施設の108人のうち15人が陸別町出身者と書いてございますけれども、下の表の中の24人と比較、9人が陸別町から町外で施設サービスを受けている方というふうに押さえていただければと思います。

地域生活の移行については、国の指針の1.6%というのがありますので、24人に1.6掛けて0.384人ぐらいですけれども、1人ということで見込んでございます。

続きまして、第2節、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、32ページでございますが、この項目につきましては、国の基本指針どおりの目標設定というのは非常に困難ということを判断させてもらいまして、本文、最後32ページの一番下段でございますけれども、本町では、会議体による協議の場の設置にはこだわらないで、必要に応じて関係者による協議の場を設けて課題に対応していきたいということでございます。

それから、第3節、地域生活支援拠点等が有する機能の充実ということで、33ページでございます。五つの機能について記載しているところです。

一つは、相談です。二つ目が体験の機会・場の提供。緊急時の受入れ対応。専門性、地域の体制づくりといった文言を書いておりますが、課題の整理としては、相談支援員の増が、今現在、陸別町、相談支援員というのが施設にいらっしゃる1人ということで、若干不足しているということは間違いないので、そこ辺の増の体制をどうしていくかということがポイントになるかと思います。

第4節、一般就労への移行です。現在、施設入所者ですが、高齢化、重症化で、3年間については見込めないということで、このような数字となっているところです。

第5節、相談支援体制の充実。先ほどの第3節とも関連しますけれども、相談支援専門員の育成を掲げているところでございます。できることであれば、サービス提供している事業者で誰かということは考えておりますが、その辺については、また関係機関と協議をしていきたいと考えているところでございます。

第6節、サービスの質を向上させる取組として、これは事業所に行ったアンケートでは、研修の参加が一番自分たちでは必要だと、スキルアップも含めてということが意見としてございましたので、数値目標の設定はしていないのですけれども、取組として表記させていただいております。

続きまして、第2章、サービス等の見込み量と確保対策で、36ページから45ページ、表は、左からサービスの概要、利用実績、利用見込みの順になっております。この中に、陸別町でされているサービスとされていないサービスがありますので、そこは、表を見ていただければと思っております。

利用見込みにつきましては、今現在使っている利用見込みにつきましては横ばいというふうにしております。

続きまして、第3章、46ページから49ページになります。これは、左から事業の詳細、利用実績、利用見込みの順になっています。利用実績にあるのは、見ていただいたとおり、日常生活用具、いわゆるストーマ用具の給付のみとなっているところがございます。そのような見込みとなっています。

めくっていただきまして、第5部になります。障がい児福祉計画になります。

第1章では、成果目標の設定を行っています。53ページから54ページですけれども、障害児支援の提供体制の整備というところでは、現在は足寄町のあゆみ園にサービスを提供してもらっていますが、陸別町として整備する計画がないので、整備体制としては、目標ゼロとなっているところです。

第2章、サービス等の見込みと確保対策で、55ページから57ページでございます。こちら令和3年度から利用者が1人増える見込みでありますので、その数字を反映した目標となっています。児童発達支援、56ページ、57ページです。

最後になります。第6部、計画の推進に当たっては、結びに、関係機関との連携、施策の充実、見直しについてということで載せているところがございます。

大変雑駁でございますが、以上で、計画の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、議案第17号第1期陸別町障がい者基本計画・第6期陸別町障がい福祉計画・第2期陸別町障がい児福祉計画についての質疑を行います。

初めに、それぞれ各部ごとに区切って質疑を行います。

第1部、計画策定に当たって。1ページから11ページまで。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第2部、陸別町の障がいのある人の現状。13ページから22ページまで。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第3部、第1期陸別町障がい者基本計画。23ページから28ページまで。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第4部、第6期陸別町障がい福祉計画。29ページから50ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第5部、第2期陸別町障がい児福祉計画。51ページから58ページまで。

○議長（本田 学君） 次に、第6部、計画の推進に当たって。61ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、ページを区切った質疑は終わりましたので、次に、計画全般についての質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第17号第1期陸別町障がい者基本計画・第6期陸別町障がい福祉計画・第2期陸別町障がい児福祉計画についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第4 議案第18号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**

---

○議長（本田 学君） 日程第4 議案第18号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第18号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、学校保健安全法第23条の規定に基づき、任命または委嘱する学校医・学校歯科医・学校薬剤師につきまして、実情に合わせて改正する必要が生じたことから、所要の改正を行おうとするものがあります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） それでは、私から議案第18号について説明をさせていた

だきます。

今回の条例の改正につきましては、ただいま町長からの提案の理由とおり、学校保健安全法第23条の規定に基づき、任命または委嘱する学校医・学校歯科医・学校薬剤師について、実情に合わせて改正する必要が生じたため改正するものでございます。

学校保健安全法第23条第1項では、学校には学校医を置くものとする。第2項で、大学以外の学校には学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとしてとされており。

その職務につきましては、学校保健安全法施行規則第22条から第24条に規定されております。

当町におきましても、学校歯科医につきましては、地元の歯科医師の先生、学校医、学校薬剤師につきましては、診療所の医師及び薬剤師をそれぞれ委嘱しております。

資料ナンバー16をお開きください。

別表第1、第2条関係の新旧対照表を載せてございます。

右側、旧の部分で、中段より少し下に学校医の区分があり、歯科医と歯科医外とあり、報酬の額はいずれも年額19万6,200円でございます。これを左側、新の部分のように、区分を学校医、学校歯科医、学校薬剤師と明確にするものでありまして、報酬の年額は19万6,200円に変更はございません。

それでは、議案集10ページをお開きいただきたいと思います。

条文につきましては、ただいま資料によりまして説明させていただきましたので、附則を読み上げます。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上であります。

以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第18号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 5 議案第 19 号陸別町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例

---

○議長（本田 学君） 日程第 5 議案第 19 号陸別町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第 19 号陸別町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例についてですが、地域生活支援事業に関わるサービス利用者の負担軽減を図るとともに、文言の整理を行うため所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、議案第 19 号陸別町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案集は 11 ページ、議案説明書資料は 17-1、2 を御覧ください。

改正の理由は、今、町長から説明のあったとおりですけれども、地域生活支援事業に係るサービス利用者の負担軽減と、現行に合わせた文言の整理となっております。

まず、議案集、本文を読み上げます。

議案第 19 号陸別町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例（平成 18 年、陸別町条例第 25 号）の一部を次のように改正するであります。

内容につきましては、説明書資料ナンバー 17-1、2 で説明します。

まず、第 2 条は、文言の整理であります。事業の名称ですけれども、第 5 号、地域活動支援センター事業の後の括弧書き、注釈部分は削除しています。

第 9 号は、自動車改造助成事業に改めるというものでございます。

次は、第 9 条、障害者地域生活支援給付の改正です。

第 1 項、第 2 項は文言の整理で、社会参加促進事業とあるものを自動車改造助成事業に改めるというものです。

次に、現行、いわゆる旧の第 3 項、第 4 項を 1 項ずつ繰り下げて、新たに第 3 項を追加したいというものです。この第 3 項が今回の条例の目的でございますけれども、利用者の負担軽減を図るため、新たな規定を設けるというものであります。

実は、この条例につきまして、第 2 項を見ていただきますと分かりますとおり、給付費が 100 分の 90 で、利用者の負担が 100 分の 10 ということで、軽減規定、減免規定



がありませんでした。一方で、他の障害者福祉サービスにおける利用者負担は、同じく1割負担でありますけれども、町民税非課税などの低所得者には軽減措置ということがあります。今回の改正によりまして、地域生活支援事業においても同じ負担割合にしたいということでありまして、要は、今まで100分の90の町の支給があったのですが、100分の100までの間において軽減ができるということになります。ちょっと分かりづらい表現になっておりますが、利用者負担を軽減するということの条文となっております。

続きまして、第10条です。これは文言の整理であります。先ほどと同じように2か所、社会参加促進事業を自動車改造助成事業に改めているところでございます。

それでは、議案の11ページ、本文に戻ります。

改正の内容につきましては、ただいま説明をしたとおりでございます。

附則を読み上げます。

この条例は、令和3年4月1日から施行するであります。

以上で、説明を終わります。

以後、御質問によりお答えしてまいりたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第19号陸別町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第20号陸別町地域包括支援センター設置条例の  
一部を改正する条例

---

○議長（本田 学君） 日程第6 議案第20号陸別町地域包括支援センター設置条例

の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第20号陸別町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例についてですが、地域包括支援センターにおける事業評価のため、現状に合わせて所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、議案第20号陸別町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

資料ナンバーは18番になっております。

本条例の改正につきましては、地域包括支援センターにおける事業評価のため、実態に合わせた改正を行うとともに、過去の法改正において改正漏れとなっていた字句、条、項、号番号の改正を併せて行いたいというものでございます。御了解いただきたいと思っております。

それでは、議案説明書資料ナンバー18を御覧ください。新旧対照表になっております。

まず、第1条の規定です。本条例は、地域包括支援センターを設置することが目的ということで、介護保険法第15条の46第1項としておりましたが、これでは正しくなくて、第2項が正しかったということがあります。

また、地方自治法で、設置、管理に関する事項は条例で定めることとされておりますので、第1条について、このように規定するというものでございます。

次に、第4条につきましてですが、過去の法改正における改正漏れが生じておりましたので、現行法の字句や条、項、号に改めて、旧条例第4条第1項第4号の介護機器等の展示・紹介等に関する規定は本条例にそぐわないということで削除させていただきまして、包括的支援事業を新たに追加して、第4条第1項各号の規定を記載のとおり整理したいというものでございます。

次に、第5条です。旧条例の利用対象者の規定は、設置条例にはそぐわないものであるため、削除して、新たに、公正中立な運営確保のための条文を規定しているというところでございます。

議案集にお戻りください。

改正の内容は、ただいま説明したとおりです。

附則を読み上げます。この条例は、公布の日から施行するであります。

以上で、説明を終わります。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたし

ます。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、ただいま保健福祉センター次長から提案の説明をいただきまして、それを繰り返すことになるわけですが、第4条の改正におきましては、介護保険法の逐次改正に伴って、準拠規定の繰り上がりによるずれを生じておりましたが、それを解消すると。

それから、新たに介護保険法第115条の45第2項に規定する包括的支援事業が加わりまして、さらには平成28年度から取り組まれております介護予防日常生活支援総合事業を、介護予防支援事業と区分けして規定されたことによって、地域包括ケアシステムを推進するための規定が整えられたと、そのように理解しております。

これは確認であります。この条例の改正、これは改正が滞っていたということであって、必要な事業は行われていたと、そのような理解でよろしいか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 議員お見込みのとおり、実際に行っていたものが条例のほうに載っていなかったということでもありますので、今回規定したというところでございます。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） そのとおりでございまして、この条例改正に至る過程におきまして、先ほど来出ております総務常任委員会の所管事務調査で、私どもも人ごとのように話していたわけですが、議会といたしましても、条例に定めのない事業に予算が執行されていることに無関心でいたということは、やはり我々も反省しなければならないと、そのように思っております。

地域包括支援センターが担う地域包括ケアシステム、この事業の実践におきまして、この事業がうまく機能すれば高齢者だけではなく、町民各層において安全・安心な暮らしを保障できることになるのではないかと、そのように思っております。

そこで、一つお願いしたいのは、特に今回加わりました包括的支援事業、この多くは社会福祉協議会等に委託する形態を取っているように感じております。もちろんそのほうが効果が期待できる場合もありますが、財源をつけて委託したにしても、行政としての執行責任、これに変わりはないわけですから、担当する部署としては、その認識はしっかり持って対処していただきたいと、そのように思っておりますが、いかがか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 議員御指摘のとおりというふうに思っております。第5条につきましては、そこも含めて適正な運営をするように、評価もするということも含めて、第5条の設置したところでございますので、担当職員、それから社協、それから事業者共々、鋭意努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第20号陸別町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第21号陸別町指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

◎日程第8 議案第22号陸別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

---

○議長（本田 学君） 日程第7 議案第21号陸別町指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から、日程第8 議案第22号陸別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例まで、2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第21号陸別町指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてですが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第22号陸別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてですが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

以上、議案第21号、議案第22号を一括提案させていただきます。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、議案第21号並びに第22号につきまして、題名は省かせていただきますが、説明をさせていただきます。改正の趣旨が同じでありますので、一括して御説明をいたします。

本条例の改正につきましては、国が定める指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴いまして、所要の改正を行うものであります。

なお、本条例の基準に基づき業務を行っている事業者は、陸別町の地域包括支援センターと陸別町の居宅介護支援事業所があります。

主な改正内容につきましては、高齢者虐待防止の推進、ハラスメント対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、感染症及び災害への対応力強化に関する規定が追加されたこと。さらには、情報の収集と活用の推進のため、各利用者のデータ及びフィードバック情報のケアマネジメントへの活用を推奨する見直し、それから、運営規程等提示に係る見直し。条例の規定により開催する委員会、サービス担当者会議等の各種会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする見直し、記録の保存等に係る見直しのため、事業所における諸記録の作成、保存等や利用者等に対し書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を行うことができることとする見直しが主な改正となっております。

さらに、議案第22号の条例改正では、質の高いケアマネジメントを推進する見直し、生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応の見直しも行われています。

また、このほか基準省令との相違箇所、不整合の部分について、字句の文言や訂正も

行っておりますので、御承知おきいただきたいと思います。

それでは、議案説明書資料ナンバー19-1です。

新旧対照表となっております。たくさんありますので、主な改正部分に絞って説明をさせていただきます。ポイントで説明していきます。

高齢者虐待防止の推進につきましては、19-1の第2条第5項の規定、それから19-5、18条第6号の規定、それから資料ナンバー19-7、第27条の2の規定が加えられています。

ハラスメント対策の強化につきましては、資料ナンバー19-5、第19条第4項の規定。それから、業務継続に向けた取組の強化につきましては、資料ナンバー19-5、第19条の2の規定。

感染症及び災害への対応力強化につきましては、資料ナンバー19-6、第21条の2の規定。

情報の収集と活用の推進のため、各利用者のデータ及びフィードバック情報のケアマネジメントへの活用を推奨する見直しにつきましては、資料ナンバー19-1、第2条第6項の規定。

運営規程等の提示に係る見直しにつきましては、資料ナンバー19-6、第22条第2項の規定が加えられております。

条例の規定により開催する委員会、サービス担当者会議等の各種会議において、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする見直しにつきましては、資料ナンバー19-8、第31条第9号の規定を改めております。

記録の保存等に係る見直しのため、事業所における諸記録の作成、保存等や利用者等に対して書面での説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を行うことができることとする見直しにつきましては、資料ナンバー19-14、第34条の規定を加えております。

このほかの改正部分につきましては、基準省令との不整合の部分の修正となっておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、資料ナンバー20-1です。

陸別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要なところの条例の一部を改正するものですが、新旧対照表です。

これも高齢者虐待防止の推進につきましては20-2、第3条第5項の規定と20-5、第20条第6号の規定、さらには20-7、第29条の2の規定を加えております。ハラスメント対策の強化につきましては、資料ナンバー20-5、第21条第4項の規定、業務継続に向けた取組の強化につきましては、資料ナンバー20-6、第21条の2の規定、それから、感染症及び災害への対応力強化につきましては、資料ナンバー20-6、第23条の2の規定、情報の収集と活用の推進のため各利用者のデータ及びフィードバック情報のケアマネジメントへの活用を推奨する見直しにつきましては

は、資料ナンバー20-2、第3条第6項の規定、運営規程等の提示に係る見直しにつきましては、資料ナンバー20-6、第24条第2項の規定が加えられております。

条例の規定により開催する委員会、サービス担当者会議等の各種会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする見直しにつきましては、資料ナンバー20-3、第15条第9号の規定を改めております。

質の高いケアマネジメントを推進する見直しにつきましては、資料ナンバー20-2、第6条第2項の規定を改めております。

生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応の見直しにつきましては、資料ナンバー20-4、第15条第20号の2の規定を加えております。

記録の保存等に係る見直しのため事業所における諸記録の作成、保存等や利用者等に対して書面で説明、同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を行うことができることとする見直しにつきましては、資料ナンバー20-7、第33条の規定を加えております。

このほかの改正部分につきましては、先ほどと同じように、基準省令等の相違となっている部分の修正となっております。

議案集にお戻りください。

議案の説明は、今申し述べたとおりでございますが、それぞれ附則を定めておりますので、附則を読み上げます。

まず、第21号です。18ページの中段以降になります。

附則、第1条、施行期日です。この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第2条、虐待の防止に係る経過措置ですが、この条例の施行の日（以下「施行日」と言います）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の陸別町指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」と言う）。

第2条第5項及び第27条の2（これらの規定を新条例第33条において準用する場合を含む）の規定の適用においては、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、（新条例第18条、新条例第33条において準用する場合を含みます）の規定の適用については、新条例第18条「、次に」とあるのは「、第6号に掲げる事項に関する規定を定めておくように努めるとともに、次に」と。

「重要事項」とあるのは「重要事項（同号に掲げる事項を除く）」とする）。

第3条、業務継続、計画の策定等に係る経過措置。第3条ですが、施行日から令和6年3月31日までの間（新条例第19条の2、新条例33条において準用する場合を含む）の規定の適用については、新条例第19条の2第1項「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と。同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と。同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努

めるものとする」とする。

第4条です。感染症の予防及び蔓延防止のための措置に係る経過措置です。施行日から令和6年3月31日までの間（新条例第21条の2、新条例第33条において準用する場合を含む）の規定の適用については、新条例第21条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」とするであります。

続きまして、第22号にも附則を定めておりまして、議案集24ページになります。

第1条、施行期日です。この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第15条第20号に次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

第2条、虐待の防止に係る経過措置。この条例の施行の日（以下「施行日」と言う）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の陸別町指定居宅介護支援事業者に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」と言う）。

第3条第3項及び第29条の2、これらの規定は（新条例第32条において準用する場合を含む）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」とし、（新条例第20条、新条例第32条において準用する場合を含む）の規定の適用については、新条例第20条中「、次に」とあるのは「、第6号に掲げる事項に関する規定を定めておくように努めるとともに、次に」と。「重要事項」とあるのは「重要事項（同号に掲げる事項を除く）」とする。

第3条、業務継続計画の策定等に係る経過措置。

施行日から令和6年3月31日までの間、（新条例第21条の2、新条例第32条において準用する場合を含む）の規定の適用については、新条例第21条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」と。

同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と。

同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（指定定期巡回・随時対応・訪問・介護事業者等における感染症の予防及び蔓延の防止のための措置に係る経過措置）です。

第4条です。施行日から令和6年3月31日までの間、（新条例第23条の2、新条例第32条において準用する場合を含む）の規定の適用については、新条例第23条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」とするであります。

以上で、条例の説明を終わらせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、議案第21号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。



これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第21号陸別町指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第22号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第22号陸別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長(本田 学君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎日程第9 議案第23号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例

---

○議長(本田 学君) 日程第9 議案第23号陸別町介護保険条例の一部を改正する

条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第23号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例についてですが、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定による保険料の見直しに伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 議案第23号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例の改正につきましては、先ほども説明をさせていただきましたけれども、第8期の陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定によりまして、保険料の見直しを行いました。

第2条の保険料率とその期間について改正するものでありますけれども、第8期計画における保険料率については、第7期計画から据置きとなっております。期間についてのみ改正するものであります。

議案説明書資料ナンバー21を御覧ください。

新旧対照表です。

第2条第1項中「平成30年度から令和2年度」とあるのを第8期計画期間である「令和3年度から令和5年度」に改めます。

次に、第2条第2項から第4項までの規定中「令和2年度」とあるものを「令和3年度から令和5年度」に改めるものです。この規定につきましては、低所得者の保険料軽減強化に関する規定であります。令和2年度までは消費税増税の動きなどから単年度での軽減率設定となっておりますけれども、消費税率が満年度化されたということで、令和3年度以降につきましては、計画期間ごとの軽減率設定となるということで、このような規定となっております。

議案集にお戻りください。

改正の内容につきましては、ただいま説明をしたとおりでございます。

附則を定めておりますので、読み上げます。

1、施行期日。この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2、経過措置です。改正後の陸別町介護保険条例第2条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるというものであります。

以上で、説明を終わります。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願います。

ま

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 2 3 号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 3 号は原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第 1 0 議案第 2 4 号陸別町福祉住宅条例の一部を改正する  
条例**

---

○議長（本田 学君） 日程第 1 0 議案第 2 4 号陸別町福祉住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第 2 4 号陸別町福祉住宅条例の一部を改正する条例についてですが、陸別町福祉住宅の入居要件の緩和を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、議案第 2 4 号陸別町福祉住宅条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案集は 2 7 ページ、議案説明書、資料ナンバー 2 2 - 1、2 2 - 2 を御覧ください。

改正の理由につきましては、入居申請及び入居の増加を目的として、入居要件の緩和を図るためとなります。

議案説明書の新旧対照表で説明いたします。

22-1を御覧ください。

第4条、入居資格の改正です。以下の条文を改正することによりまして、入居要件を緩和したいということでもあります。

まず、第1項の本文中に「自立して生活ができ」という文言を追加しています。

次に、第1項第1号の改正です。ここでは、収入に関する入居要件を緩和したいということです。これまでは、住民税非課税が条件でした。ここを「入居しようとする者の住民税の合計が10万円を超えない」という改正として、さらに、生活保護に関する規定も追加をしたところがございます。生活保護につきまして、追加した理由になりますけれども、住民税は前年の収入により課税されるため、生活保護受給者が住民税課税者である可能性を考慮したものということになります。

次に、第1項第2号の改正です。ここでは、「住宅に困窮していること」という入居要件がありますが、これを若干ですけれども、緩和したいと。これまでは、自宅を所有している方は、原則住宅に困窮していないということとしておりましたが、今回、ただし書を追加して、70歳以上の高齢者については、この要件を外したいということを考えております。入居の申込みが多数の場合の選考において、住宅困窮度が高い順の優先順位ということは、これまでは変わりませんが、こういう規制緩和をしていきたいということもございます。

第1項第3号は変更ありません。

次に、第4条第2項、これを追加いたします。これは、特例の規定も設けたいということで、特に町長ということですが、想定としては、例えば災害被災者ですとか、基準にほぼ準じる何かの特定の何かがあれば認められるようにしたいということで設けたものがございます。

第10条、家賃の改正です。世帯の収入に関する入居要件を緩和しますので、ただ、それに応じて家賃を規定したいということで、段階を踏んで設定したと。

第10条第1項の本文中「1戸当たり月額1万円」というのを「別表に定める額」に改めると。別表のとおりでございますけれども、区分は3段階に分けております。区分1は、住民税非課税の方は月額1万円で、これまでと変わりありません。住民税が課税されている方は、その額に応じて月額2万円、3万円としているところがございます。

議案集27ページにお戻りください。

条例の内容につきましては、ただいま説明を申し上げたとおりになります。

附則を定めております。

第1項、施行期日。この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第2項、準備行為。福祉住宅の入居に係る手続、その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前において行うことができるというものです。

以上、大変雑駁でございますが、説明を終わらせていただきます。

御質問にお答えしてまいりたいと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願ひしま

す。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 今回の条例改正のことについては分かったし、理解もしたのですが、けれども、ちょっと疑問に思うのは、10 条の改正に伴って、今まで1 万円の定額でいくのですけれども、収入というか課税の形で、今言った1 円から5 万円、5 万円から10 万円という形になった人は、家賃が3 倍になるのですけれども、今現在入居している人、それから、自治会を通じての回覧を見ますと、まだ3 戸ほど空いているという話もありますけれども、こういった実態と併せて、今言った条例改正で家賃が上がる人は、今、入居している人で、いるのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） ただいま入居の方は、ただいまの条例に合わせて入居していただいておりますので、これに合わせて家賃が上がる方はいらっしゃいません。

以上です。

○議長（本田 学君） 4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） ついでに、今現在空いているのは3 戸と言ったけれども、それが正確なのか。入居している人は何人か。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 3 戸、現在空いておりますけれども、4 月以降入居申込みありそうだということがあります。この条例の改正を行って、対象になる方がいらっしゃるということで、現在、空き室3 戸、入居3 戸でございます。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第24号陸別町福祉住宅条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第25号陸別町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（本田 学君） 日程第11 議案第25号陸別町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第25号陸別町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてですが、新規に指定ごみ袋を追加するため、所要の改正を行うものとするものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） それでは、議案第25号の説明をいたします。

陸別町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正するというので、別表の改正です。

条例第14条で、廃棄物処理手数料について定めています。その中で、ごみ処理手数料の家庭系廃棄物について改正するものであります。

令和元年度から十勝圏複合事務組合で広域処理をしていますが、従前の生ごみ埋立てごみから、現在は、燃やせるごみ、燃やせないごみということで区分が変更になりました。その際に、一番小さい単位を10リットルにしていたのですが、単身世帯などの増加などで、小さい単位の要望が来ていましたので、今回、5リットルを用意するものであります。単価としましては、現在、10リットルのごみ袋の半額の1枚15円。販売は10枚単位ですので、10枚入り一袋150円となります。

以上、本条例の説明としまして、附則を読み上げます。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上で、議案の説明を終わります。

以後、質問によりお答えしてまいりますので、御審議をお願いします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第25号陸別町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第12 議案第26号陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例**

---

○議長(本田 学君) 日程第12 議案第26号陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第26号陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例についてですが、新農業人育成に係る営農指導者を確保するため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(本田 学君) 今村産業振興課長。

○産業振興課長(今村保広君) それでは、議案第26号陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

まず、新農業人育成に係る営農指導者の確保が年々困難になってきておりまして、育成に係る営農指導者を確保するために、別表2の一部を改正するものでございます。

議案資料ナンバー23を御覧いただきたいと思います。

新旧対照表を記載しております。

この中の別表2の営農指導交付金を「月額5万円」を「月額10万円」に改正するものでございます。

それでは、議案書の31ページを御覧いただきたいと思います。

改正内容については、資料で御説明いたしましたので、附則を読み上げさせていただきます。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上となっております。

以後、御質問によりお答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 26 号陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第 13 議案第 27 号陸別町有害鳥獣駆除条例の一部を改正する条例

---

○議長（本田 学君） 日程第 13 議案第 27 号陸別町有害鳥獣駆除条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第 27 号陸別町有害鳥獣駆除条例の一部を改正する条例についてですが、全道的なアライグマの生息数及び農業被害の増加に伴いまして、当町におきましても農作物及び人畜の被害防止のための対応を行うとともに、近年のエゾシカ捕獲に係る経費の増加によります捕獲者の負担軽減を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） それでは、議案第 27 号陸別町有害鳥獣駆除条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

近年発生が予想されるアライグマによる農業被害等の増加に対応するため、新たにア



ライグマを奨励金の交付対象とし、また、エゾシカ捕獲に係る経費の増加による捕獲者の負担軽減を図るため、所要の改正を行うとします。

議案書、資料24を御覧いただきたいとします。

新旧対照表を記載してあります。

その中で、第4条第2号中「タヌキ」の次に「アライグマ」を加え、キツネ、野犬及びタヌキ及びアライグマとするものです。

奨励金の額につきましては、キツネ、タヌキと同額の3,000円とします。

また、第4号中、エゾシカに係るものとしますが、「4,500円」を「5,500円」に改めるものとします。

それでは、議案書32ページを御覧いただきたいとします。

改正内容につきましては、資料で説明させていただきましたので、附則を読み上げさせていただきます。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上でございますが、以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番渡部議員。

○7番（渡部三義君） 今回、第4条第2号において、アライグマの種類が追加されたということで、本町においては余りアライグマというのは聞き慣れておりません。それでは、本町において目撃情報とか捕獲、そういう例というのはあったのかどうか。

それと、もう1点については、今回、エゾシカ1頭当たりにつき、現行、1頭当たり1,000円値上がりました。国からも助成されていますが、最近では、猟友会の担い手不足とかいろいろありまして、大変経費もかかるということで、陸別においては、年間約650頭ぐらい捕獲されておりますが、今後とも単価につきましては、1頭当たりの助成については、引き続き目を向けていっていただきたいとします。

それでは、アライグマについてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） アライグマの陸別町の状況でございますが、令和元年12月にトマム方面の道路で死骸が見つかりました。これは写真を撮っておりますので、その後、アライグマと確認が取れました。その後でございますが、令和2年の春4月頃、上陸別方面で、こちらは、ベテランの猟友会の方が目撃という形になっております。捕獲ということは、現在のところまだ許可されておられませんので、4月以降に捕獲という形になると思いますが、写真で撮られたのが令和元年12月、その1頭でございます。

○議長（本田 学君） ほかに。

4番谷議員。

○4番(谷 郁司君) さきの議員が質問したので、お答えが出たのですけれども、確認の意味で、キツネ、野犬、タヌキ等について、捕獲実績、令和2年度、実質的にどれぐらいの捕獲、鹿は650頭とさきの議員が言ったのですけれども、そういう数字でいいのかどうか伺いたいと思います。

○議長(本田 学君) 今村産業振興課長。

○産業振興課長(今村保広君) 現在、まだ期間中ですが、鹿についてですが、令和元年の確定の数値ですが、有害鳥獣では697頭、ハンターがほかに一般狩猟ということで狩猟したもので282頭、以上で、約1,000頭近くになります。この比率が年度によって、積雪の状況などでいろいろ変わりますが、大体今年度もそれをちょっと下回るぐらいではないかと推測しております。有害と一般狩猟を合わせまして、町内では合計で1,000頭ぐらいではないかというような見込みとなっております。

種類別ということで照会を受けておりましたが、種類別のものが今現在持ち合わせておりませんが、後ほど提示できますので。

○議長(本田 学君) 暫時休憩します。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時27分

○議長(本田 学君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

今村産業振興課長。

○産業振興課長(今村保広君) それでは、有害鳥獣の種類別の捕獲頭数ですが、令和2年度ですが、キツネが16頭、タヌキが1頭、カラスが26羽、ハトが347羽、ヒグマが9頭、以上でございます。

○議長(本田 学君) 4番谷議員。

○4番(谷 郁司君) 今の説明で、命あるものですから、必要以上に殺傷処分というのは気が引ける面もありますけれども、近年、町の中にもあるのですけれども、カラスの数がかなり増えていると思うのですけれども、こういうものについて、あくまでも鳥獣害ということで見た場合に、市街地にいるカラスについては、今後どういうふうを考えているのか。1羽1羽落とすというわけにいかないと思うのだけれども、この辺についての害は。電柱の下を見るとかなり通行人に被害はないのか分からないけれども、かなりふんなんかあると思うのですけれども、これを今後どういうふうを考えていくのか、その辺ちょっと。単なるハンターで駆除するというにはいかない面もあると思うのですけれども、その辺についてはどうですか。

○議長(本田 学君) 今村産業振興課長。

○産業振興課長(今村保広君) カラスの被害ですが、町内一円からいろいろそういうような声は聞こえてきております。現在こちらで考えている方法でございます

が、郊外の何か所かにカラスのおりを設置しております。そこで、わなのそれぞれの資格を持った者に責任を持ってもらって駆除してもらうという方法でございます。おりも数年たっておりますので、今月ぐらいから若干手直しや、どこが入りが悪いのかとか、そういうようなことを調べながら、おりを有効活用していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 追加質問みたいになってしまうけれども、おりによる捕獲ということですね。ハンターによって1羽。おりを設置するのはもちろんですけども、おりの製作についてはどういうふう援助するのか、それとも、あくまでもそれを駆除しようとする人が自前でやるのか、その辺についてどういうふう考えているのか。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） 現在、町内にあるおりは、基本的に陸別町が設置したもので、もしくは中山間の集落からの製作費の助成をいただいたものでございます。

したがいまして、軽微な修繕などは、基本的に町で担えるところは担いますが、その担当の従事者が若干直してくれている場合もございます。

○議長（本田 学君） ほかに。

6 番多胡議員。

○6 番（多胡裕司君） 今、2名の議員からいろいろ中身を聞かせていただいたのですが、捕獲頭数も聞いたのですが、今、同僚議員からあったように、カラスの数が26と、私の町内も常に五、六百羽のカラスがいるということで、ここら辺をもう少し何とかならないのかなと思って、私も毎回カラスの被害が出ていて、産業振興課にお願いするわけなのですが、なかなか捕獲に至らないと。

たまりかねて息子が猟銃の免許を取って昨年からはきりに頑張っているのですが、さすがにカラスだけは獲れないという形が続いております。それで、何とかいい方策はないものかと思っているのですが、一つ獲っても次のカラスは全て逃げていってしまうと。息子が手を変え品を変え、軽トラに乗っていったりトラクターに乗っていったり、ショベルに乗っていったり、捕るのは1羽だけということで、なかなかカラスというのが減らないと。

そこら辺で、もう少し何とかならないかというお願いなのですが、もう少し頑張らして捕るように、カラスについてはもう少し値段を上げるとか、何か対策を取っていただかなかつたら、このままでは私の農場も牛の被害が昨年は2頭ほど出て、隣の農場も3頭ほど乳腺をやられて、その場で牛が死んでしまったという実態もございませう。何とかしてカラスを一網打尽にできないかということで考えてほしいのですが、何かそのようなお考えはございませうか。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） 実は今年1年、春から、その前からカラスの声がすご

く大きかったので、今年1年、中山間の集落のほうでもカラスの助成金を大きく見ていただけました。その効果なども併せて、今の時期までいろいろ見ておりましたが、非常に難しかったというのが現実でございます。

議員おっしゃられたように、簡単におりに入るものでないということなのですが、一部おりに有効的に入っている事例もあるので、そこの違いなどを先月、今月あたりから現地調査を繰り返しまして、どこがどう変えればいいのかと、変えられるところから、おり、奨励金もでございますが、とりあえずおりを、できるところから始めている最中でございます。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 本当におり一つとっても、カラスを入れて、そのカラスのために毎日具と水を補給する、この繰り返して、カラスに具をやってカラスを捕るという仕組みが、どうもそこら辺は腑に落ちないのですけれども、カラスを大量に捕るにはおりが有効なのかということもあります。中山間でも四つほどつくってあれしたのですけれども、やはり維持管理に非常に手間がかかるということでございます。カラスの対策については、何とか町を挙げて頑張ってくださいことを願って、私の質問を終わります。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） カラスにつきましては、本当に市街地の方にも、増えているのが実感できる状態でございますので、有効な手段が現在、おりが有効であれば、そのおりのどこが悪いのか、どんどん改善しまして、食欲にいろいろ策を練りたいと思います。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第27号陸別町有害鳥獣駆除条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

## ◎散会宣告

---

○議長（本田 学君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時35分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員